

東日本大震災関係の特別立法の状況

(下記のうち、◎は阪神・淡路大震災時にはなかった法律)

3月16日(水)国会提出、3月18日(金)成立

- 平成二十三年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律

4月19日(火)国会提出、4月27日(水)成立

- 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律
- 地方税法の一部を改正する法律

4月22日(金)国会提出、4月28日(木)成立

- ◎ 東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律
- ◎ 東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律

4月26日(火)国会提出

- 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案
- 平成二十三年度分の地方交付税の総額の特例等に関する法律案
- ◎ 東日本大震災に対処するための土地改良法の特例に関する法律案
- ◎ 東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案

4月28日(木)国会提出：第一次補正予算案国会提出

- ◎ 平成二十三年度における財政運営のための公債の発行の特例等に関する法律案の修正
- ◎ 東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案
- ◎ 国民年金法等の一部を改正する法律等の一部を改正する法律案の修正

平成 2 3 年 3 月
総務省選挙部

平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震に伴う地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律の概要

1 趣旨

平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震により著しい被害を受けた地域の地方公共団体において、昨年 1 1 月に成立した「地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律」の規定により平成 2 3 年 4 月に予定されている統一地方選挙の期日を延期する等の措置を講ずる。

2 選挙の期日の特例

- (1) 平成 2 3 年東北地方太平洋沖地震の影響により、統一地方選挙の期日においては選挙を適正に行うことが困難として総務大臣が指定する市町村（指定市町村）及び当該市町村の区域を包括する県（指定県）の議会の議員又は長の選挙の期日は、この法律の施行の日から起算して 2 月を超え 6 月を超えない範囲内において政令で定める日（特例選挙期日）とする。
- (2) (1) の指定に当たっては、総務大臣はあらかじめ当該県の選挙管理委員会の意見を聴かなければならない。当該県の選挙管理委員会が総務大臣に意見を述べる場合には、あらかじめ当該市町村の選挙管理委員会の意見を聴くものとする。

3 任期の特例

この法律の施行の日から平成 2 3 年 6 月 1 0 日までの間に任期が満了する指定市町村又は指定県の議会の議員又は長の任期は、特例選挙期日の前日までの期間とする。

4 その他

該当する選挙についての寄附等の禁止期間の特例等を設ける。

5 施行期日

公布の日から施行する。

東日本大震災への税制上の対応（第一弾）（国税）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの

○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策については、後日とりまとめる。

【所得税】

○ 1. 雑損控除の特例

- ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、22年分所得での適用を可能とする。
- ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

2. 災害減免法による所得税の減免措置の前年分適用の特例

住宅や家財の損失に係る災害減免法の適用について、22年分所得での適用を可能とする。

○ 3. 被災事業用資産の損失の特例

- ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。青色申告者については、被災事業用資産以外の損失を含めて、22年分所得で純損失が生じた場合には、更に21年分所得への繰戻し還付を可能とする。
- ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。

4. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、24年分以降の残存期間の継続適用を可能とする。

5. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。

◎ 6. 大震災関連寄附に係る寄附金控除の拡充

平成23年、24年、25年分の所得税において、大震災関連寄附について、寄附金控除の控除可能限度枠を総所得の80%（現行：40%）に拡大する。

また、認定NPO法人等が、大震災に関して被災者の救援活動等のため募集する寄附について、指定寄附金として指定した上で、税額控除制度を導入する（税額控除率40%、所得税額の25%を限度）。

【法人税】

○ 1. 震災損失の繰戻しによる法人税額の還付

平成23年3月11日から平成24年3月10日までの間に終了する事業年度において、法人の欠損金額のうち震災損失金額がある場合には、その震災損失金額の全額につ

いて2年間まで遡って繰戻し還付を可能とする。

また、平成23年3月11日から同年9月10日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により同様の繰戻し還付を可能とする。

(注) 大震災に係る国税通則法による申告期限の延長により、法人税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

2. 利子・配当等に係る源泉所得税額の還付

平成23年3月11日から同年9月10日までの間に中間期間が終了する場合、仮決算の中間申告により、震災損失金額の範囲内で、法人税額から控除しきれない利子・配当等に係る源泉所得税額の還付を可能とする。

○ 3. 被災代替資産等の特別償却

平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に、①被災した資産（建物、構築物、機械装置、船舶、航空機、車両）の代替として取得する資産、②被災区域内において取得する資産（建物、構築物、機械装置）について、特別償却を可能とする。

(注1) 被災区域：大震災により滅失した建物等の敷地の用に供されていた土地等の区域（下記4. において同じ）

(注2) 償却率は、平成26年3月31日以前に取得した場合、建物・構築物について15%（中小企業者等は18%）、機械装置・船舶・航空機・車両について30%（中小企業者等は36%）とし、平成26年4月1日以後に取得した場合はこれらの2/3の率とする。

4. 特定の資産の買換えの場合の課税の特例

①平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域内の土地等を譲渡し、国内にある土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合、②平成23年3月11日から平成28年3月31日までの間に被災区域外の土地等を譲渡し、被災区域内の土地、建物その他の減価償却資産を取得する場合に、圧縮記帳による課税の繰延べ（課税繰延割合100%）を可能とする。

5. 買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長

租税特別措置法に規定する特定の資産の買換えの特例等について、大震災のため、買換え資産等を予定期間内に取得することが困難であるときは、一定の要件の下に、当該予定期間をさらに2年の範囲内で延長できることとする。

【資産税】

1. 指定地域内の土地等の評価に係る基準時の特例、申告期限の延長

大震災前に取得した財産に係る相続税・贈与税で大震災後に申告期限が到来するものについて、指定地域内の土地等及び一定の非上場株式等の価額を大震災後を基準とした評価額とすることを可能とすると共に、その申告期限を延長する。

(注) 上記の事例において、建物等が大震災により被害を受けた場合には、災害減免法により、被害額を控除して相続税等を計算することができる。

○ 2. 住宅取得等資金の贈与税の特例措置に係る居住要件の免除等

住宅取得等資金の贈与税の特例の適用を受けようとしていた住宅が、大震災により滅失して居住できなくなった場合には、その住宅への居住要件を免除する。

贈与された住宅取得等資金について贈与税の特例を受けようとしていた者が、大震災により居住要件を満たせない場合、居住期限を1年延長する等の措置を講ずる。

○ 3. 被災した建物の建替え等に係る登録免許税の免税

① 法律の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に、大震災により滅失・損壊した建物に代えて新築又は取得する建物及びその敷地の用に供する土地に係

る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする。

- ② 法律の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に、被災したマンションの建替えのために、デベロッパーに一時的に移転していた建替えマンション敷地に係る所有権等を買戻す場合の移転登記に対する登録免許税を免税とする。

◎ 4. 被災した船舶・航空機の再建造等に係る登録免許税の免税

法律の施行の日の翌日から平成33年3月31日までの間に、大震災により滅失・損壊した船舶・航空機に代えて建造又は取得する船舶・航空機に係る所有権の保存登記等に対する登録免許税を免税とする。

【消費課税】

1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例

大震災により消費税の課税事業者選択届出書等の提出が遅れた場合等においても、国税庁長官が定める日までに提出した場合には、本来の提出時期までに提出された場合と同様の効果を生ずるものとする。

2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

大震災に係る国税通則法による申告期限の延長により、消費税の中間申告期限と確定申告期限が同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

3. 特別貸付けに係る消費貸借に関する契約書の印紙税の非課税

地方公共団体や政府系金融機関等が、大震災の被害者を対象とした「特別貸付制度」を設けて行う金銭の貸付けに係る消費貸借契約書のうち、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に作成されるものに係る印紙税を非課税とする。

◎ 4. 建設工事の請負に関する契約書等の印紙税の非課税

大震災により滅失・損壊した建物の代替建物を新築又は取得する場合、大震災により滅失・損壊した建物の代替建物の敷地の用に供する土地を取得する場合又は大震災により損壊した建物を修繕する場合等において、平成23年3月11日から平成33年3月31日までの間に被災者が作成する建設工事の請負契約書・不動産の売買契約書に係る印紙税を非課税とする。

◎ 5. 被災自動車に係る自動車重量税の特例還付

被災により滅失又は損壊した自動車について、平成25年3月31日までの間、車検残存期間に相当する納付済み自動車重量税を還付する。

◎ 6. 被災者の買換え車両に係る自動車重量税の免税措置

被災者が自動車を買換える場合、被災自動車の使用者が平成23年3月11日から平成26年4月30日までの間に取得し車検証の交付を受けた自動車について、新規車検等の際の自動車重量税を免除する。

〈その他〉

・ 寄附金の指定（寄附金控除等の対象化）

今回の地震に関して中央共同募金会が募集するNPO法人や民間ボランティア団体等向けの寄附金を告示により指定（3月15日に告示済み）。

公共法人・公益法人等が設置する公益の用に供される建物等で、大震災により滅失・損壊したものの原状回復のため、一定の要件の下にその公益法人等が募集する寄附金を告示により指定（復旧の動きを見ながら対応）。

◎ ・ 揮発油税等の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）

揮発油税、地方揮発油税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

東日本大震災への税制上の対応（地方税・第一弾）

◎は阪神・淡路大震災時にはなかったもの

○は阪神・淡路大震災時の対応を拡充したもの

今般の東日本大震災による被害が未曾有のものであることに鑑み、現行税制をそのまま適用することが被災納税者の実態等に照らして適当でないと考えられるもの等について、緊急の対応として、以下の措置を講ずる。

なお、以下の緊急対応に加え、全体の復興支援策の中で税制で対応すべき施策等については、後日とりまとめる。

【個人住民税】

○ 1. 雑損控除の特例

- ① 住宅や家財等に係る損失の雑損控除について、平成23年度住民税での適用を可能とする。
- ② 繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。

○ 2. 被災事業用資産の損失の特例

- ① 22年分所得の計算上、被災事業用資産の損失の必要経費への算入を可能とする。
(※所得税の措置の自動影響・個人事業税も同様に自動影響)
- ② 被災事業用資産の損失による純損失について、繰越し可能期間を5年とする（現行3年）。保有資産に占める被災事業用資産の割合が1割以上である場合には、被災事業用資産以外の損失を含めて、現行3年の繰越しが可能な純損失について、繰越し期間を5年とする。

(※個人事業税も同様に措置)

◎ 3. 住宅ローン減税の適用の特例

住宅ローン控除の適用住宅が、大震災により滅失等しても、平成25年度分住民税以降の残存期間の継続適用を可能とする。

4. 財形住宅・年金貯蓄の非課税

平成23年3月11日から平成24年3月10日までに行われた財形住宅・年金貯蓄の大震災による目的外の払戻しについて、利子等に対する遡及課税を行わないこととする。
(※所得税の措置の自動影響。既に課税されたものについては還付する規定を整備)

【法人事業税・法人住民税】

◎ 1. 法人事業税及び法人住民税における減免措置

阪神・淡路大震災時には実施しなかった法人事業税及び法人住民税の災害減免について、地方税法の規定に基づき条例の定めるところにより、適切に対応。

2. 申告の期限延長における法人事業税の中間申告納付の省略

法人事業税の中間申告納付に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の確定申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、中間申告書の提出を不要とする。

<法人税における措置がなされれば自動影響するもの>

- ・被災代替資産等の特別償却
- ・特定の資産の買換えの場合の課税の特例
- ・買換え特例に係る買換え資産の取得期間等の延長

【固定資産税・都市計画税】

◎ 1. 津波により甚大な被害を受けた区域内の土地及び家屋に対する平成23年度分の課税免除

津波により甚大な被害を受けた区域として市町村長が指定する区域内に所在する土地及び家屋について、平成23年度分の課税を免除する。

◎ 2. 被災住宅用地の特例

大震災による災害により滅失・損壊した住宅（被災住宅）の敷地の用に供されていた土地（被災住宅用地）を被災後10年度分については、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

◎ 3. 被災代替住宅用地の特例

被災住宅用地の所有者等が当該被災住宅用地に代わる土地（被災代替土地）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、当該被災代替土地のうち被災住宅用地に相当する分について、取得後3年度分、当該土地を住宅用地とみなす（※）。

※住宅用地とみなされた場合には、固定資産税・都市計画税が軽減される。

◎ 4. 被災代替家屋の特例

大震災による災害により滅失・損壊した家屋（被災家屋）の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得し、又は改築した場合には、当該被災代替家屋に係る税額のうち当該被災家屋の床面積相当分について、4年度分2分の1、その後の2年度分3分の1を減額する。

◎ 5. 被災代替償却資産の特例

大震災による災害により滅失・損壊した償却資産の所有者等が当該償却資産に代わる償却資産を平成28年3月31日までの間に、被災地域において取得し、又は改良した場合には、課税標準を4年度分2分の1とする。

【不動産取得税】

◎ 1. 被災代替家屋の取得に係る特例

被災家屋の所有者等が当該被災家屋に代わる家屋（被災代替家屋）を平成33年3月31日までの間に取得した場合には、被災家屋の床面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

◎ 2. 被災代替家屋の敷地の用に供する土地の取得に係る特例

被災代替家屋の敷地の用に供する土地で、被災家屋の敷地の用に供されていた土地（従前の土地）に代わるものを平成33年3月31日までの間に取得した場合には、従前の土地の面積相当分には不動産取得税が課されないようにする特例を講じる。

【自動車取得税】

◎ 1. 被災代替自動車の取得の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）を平成26年3月31日までの間に取得した場合には、自動車取得税を非課税とする。

【自動車税・軽自動車税】

◎ 1. 被災代替自動車に係る自動車税・軽自動車税の非課税

大震災による災害により滅失・損壊した自動車に代わる自動車（被災代替自動車）に係る平成23年度から平成25年度までの各年度分の自動車税・軽自動車税を非課税とする。

【地方消費税】

＜消費税における措置がなされれば自動影響するもの＞

1. 消費税の課税事業者選択届出書等の提出に係る特例
2. 消費税の中間申告書の提出に係る特例

＜通知関係＞

- ① 地方団体に対し、地方税法及び条例等に基づき、地方税に係る期限の延長、減免措置等について適切な取扱いを図るよう通知（3月14日発出）
- ◎ ② 被災者又は被災団体の救援を目的として募金活動を行う団体に対する義援金等について、「ふるさと寄附金」に係る控除の適用を受ける場合の取扱いについて通知（3月25日発出）
- ◎ ③ 地方税における期限の延長や減免措置等の具体的取扱いについて通知（3月28日発出）
- ・ 期限の延長を行う場合、当面は少なくとも5月31日まで行うことが適切であること
 - ・ 期限の延長、減免措置等を行うにあたっての個別税目に関する留意点（例）
 - ・ 固定資産税の減免
 - ・ 自動車税・軽自動車税の減免 等

＜その他＞

- ◎ ・ 軽油引取税の「トリガー条項」の一時凍結（適用停止）
軽油引取税に係る「トリガー条項」は、大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し別に法律で定める日までの間、その適用を停止する。

●東日本大震災による被害を受けた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事の国等による代行に関する法律案

東日本大震災による被害を受けた地域の実情に鑑み、国又は県が、被災地方公共団体に代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行する措置を講ずる。

施策の背景

東日本大震災による被災市町村の中には、壊滅的な被害を受け、行政機能が麻痺し、行政事務を十分に遂行できないところがある。また、被災県においても、膨大な事業を抱え、災害復旧事業等に係る工事の実施が極めて困難な状況になっているところがある。

このため、国又は県が、被災地方公共団体からの要請に基づき、これに代わって公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を実施できる特例を創設。

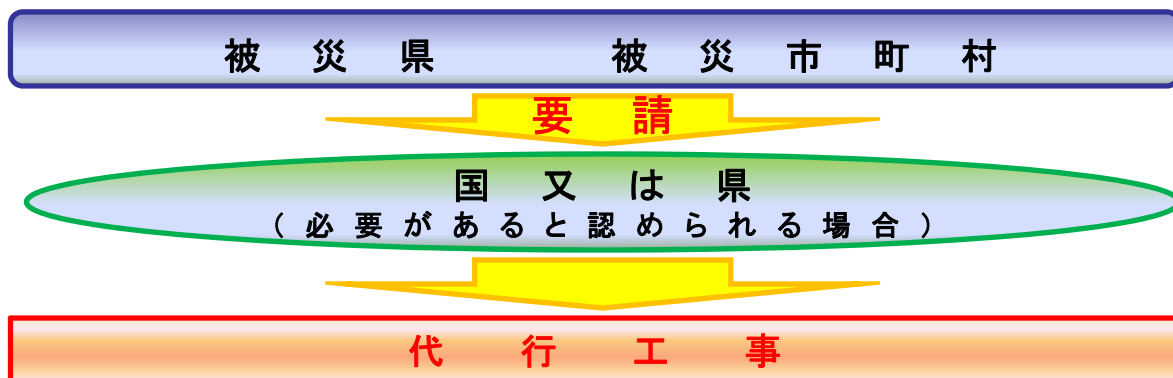
法律案の概要

東日本大震災の被災地域において、次の場合に、国又は県が、被災地方公共団体に代わって東日本大震災によって必要を生じた公共土木施設の災害復旧事業等に係る工事を施行できる制度を創設する。

- ・被災地方公共団体からの要請があること
- ・実施体制その他の地域の実情を勘案して必要があると認められること

○代行の対象

- | | | |
|---------|--------|--------------|
| ・ 漁港工事 | ・ 砂防工事 | ・ 港湾工事 |
| ・ 道路工事 | ・ 海岸工事 | ・ 地すべり防止工事 |
| ・ 下水道工事 | ・ 河川工事 | ・ 急傾斜地崩壊防止工事 |



○対象となる工事

- ・ 災害復旧事業に係る工事
- ・ 災害復旧事業に係る工事の施行のみでは再度災害の防止に十分な効果が期待できないと認められるため、これと合併して行う新設又は改良に関する工事等

●東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地における建築制限の特例に関する法律案

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地の健全な復興を図るため、特定行政庁は、区域を指定し、災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)まで建築の制限・禁止を行えるよう特例措置を設ける。

施策の現状・背景

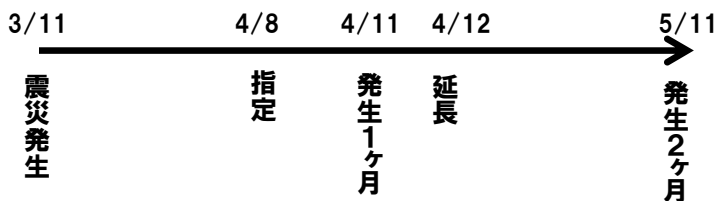
被災地域における建築物の無秩序な建築を防止するため、建築基準法第84条により、災害が発生した日から1ヶ月以内の期間においては、特定行政庁は区域を指定し、期間を限って、その区域内における建築物の建築を制限・禁止することができる(延長の場合、最長で2ヶ月まで可能)。

【東日本大震災における宮城県・石巻市の状況】

平成23年3月11日(金) 東日本大震災の発生

4月 8日(金) 建築制限区域・期間の指定(~11日)

4月12日(火) 建築制限区域・期間の指定を1ヶ月延長(~5月11日)

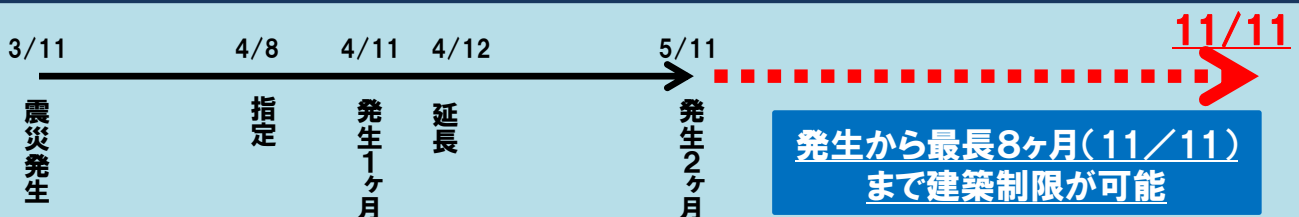


- 通常の災害では、被災後2ヶ月以内に復興に向けたまちづくりの方針を定め、被災後最長2年の建築制限が可能となる被災市街地復興推進地域を都市計画決定することが見込まれる
- 東日本大震災で未曾有の甚大な被害を受けた市町村には、都市計画の方針の策定や諸手続の実施が困難な地域もあり、実質的に2ヶ月以内の都市計画決定は不可能な状況。

期間の延長が必要である旨、宮城県からの要望(4月8日付)。

法律案の概要

東日本大震災により甚大な被害を受けた市街地を所轄する特定行政庁は、**災害発生の日から6ヶ月(延長の場合、最長で8ヶ月)以内の期間**に限って、指定した区域の建築を制限・禁止できることとする。



「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律案」

(平成 23 年 4 月 26 日)

内閣府防災担当

東日本大震災に対処するため、応急復旧等を迅速に進めるための地方公共団体に対する財政援助や、被災者のための社会保険料の減免、中小企業者に対する金融上の支援等の特別の助成措置について定める。

・<主な内容>中の下線は、阪神・淡路財特法に盛り込まれていなかったもの。

1. 地方公共団体等に対する特別の財政援助<24 項目 (阪神・淡路 19 項目)>

大地震又は大津波により甚大な被害を被った地方公共団体（政令で定める「特定被災地方公共団体」）等に対し、公共土木施設や社会福祉施設等の復旧、災害廃棄物処理等に対する補助等の財政援助を行う。
[いわゆる激甚法の「横出し」]

<主な内容>

【補助率 8/10～9/10】

上水道、工業用水道、改良住宅等、交通安全施設等、都市施設（街路等）

一般廃棄物処理施設、集落排水施設 ※以上の施設は事業費を合算して補助率を算出。

【補助率 1/2～8/10～9/10】災害廃棄物処理（ガレキ処理）

【国の負担率 8.5/10】仙台空港の滑走路等

【補助率 2/3】警察施設、消防施設、公的医療施設、被災市町村の臨時庁舎、保健所、社会福祉施設（老人デイサービス施設、社会事業授産施設等） 等

2. 被災者等に対する特別の助成措置 <116 項目 (阪神・淡路 60 項目)>

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村及びこれに準ずる区域（政令で定める「特定被災区域」）における被災者等に対し、社会保険料の免除、農林漁業者や中小企業者に対する金融支援等の助成を行う。

<主な内容>

【社会保険関係】被災者・事業主に対する社会保険料の免除、被災者の医療費窓口負担等の免除、行方不明者の死亡推定による遺族年金等の速やかな支給 等

【金融支援関係】被災した農業・漁業者及び中小企業者に対する信用保険の保険料補率の拡充 等

3. スケジュール

4 月 26 日（火） 閣議決定・国会提出

平成23年度分の地方交付税の総額の 特例等に関する法律案の概要

総務省
平成23年4月

東日本大震災に係る特別の財政需要に対応するため、
特別交付税の総額を1,200億円増額する。

(具体的な内容)

- (1) 平成23年度分の地方交付税の総額に、1,200億円を加算する。
- (2) 上記の加算額の全額を、特別交付税とする特例を設ける。

(参考)

(単位:億円)

| | 平成23年度当初 | 本法案に基づく加算額 | 合計 |
|---------|----------|------------|---------|
| 地方交付税総額 | 173,734 | 1,200 | 174,934 |
| うち特別交付税 | 10,424 | 1,200 | 11,624 |

施行期日 公布の日

東日本大震災に対処するための土地改良法の特例 に関する法律案(仮称)の概要

東日本大震災に係る津波による災害に対処し、早期営農再開を図るため、国等は緊急的に行う災害復旧及び除塩並びにこれと併せて区画整理等の事業を円滑に実施できることとする等の措置を講じる。

法案の概要

現行の課題

1. 除塩事業がない。

2. 国が農地を災害復旧する事業がない。

3. 国が災害復旧する場合に、国庫負担の嵩上げがない。

4. 区画整理には国庫負担の嵩上げがない。

事業内容

① 除塩
(創設)

② 農地・農業用施設の災害復旧

③ ②と併せて実施する改良

④ ②と併せて実施する区画整理

国庫負担

9/10

事業に必要な額に応じて大幅な嵩上げ分を加えた率

実施手続

事業の開始手続

国又は都道府県は申請によらず区画整理等の事業を実施。

同意徴集手続の簡素化

施設改良に係る事業計画の同意徴集手続について、一定の場合、簡素化

期待される効果

- 緊急的な復旧を進めることにより、早期に営農再開
- 除塩事業を高い国庫負担率で実施
- 区画整理のほか、国が実施する復旧等の事業についても高い国庫負担率で実施

東日本大震災に伴う海区漁業調整委員会及び農業委員会の委員の選挙の臨時特例に関する法律案の概要

東日本大震災により著しい被害を受けた地域について、海区漁業調整委員会及び農業委員会の選挙による委員の選挙の期日、選挙人名簿等に関する特例措置を講ずる。

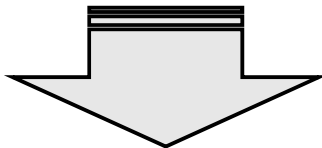
法案の概要

選挙の特例

- 選挙を実施することが困難である地方公共団体として農林水産大臣が指定した場合は、一定の期日まで選挙を延期し、又は行わない。

選挙人名簿作成の特例

- 選挙人名簿の作成が困難な市町村選挙管理委員会が、次の選挙までに選挙人名簿を作成すれば済むよう措置。



期待される効果

- ◎ 東日本大震災により著しい被害を受けた地域の海区漁業調整委員会及び農業委員会において、選挙の延期等が可能。
- ◎ 選挙期日を延期した場合、その前日まで、現在の委員が業務を引き続き行うことが可能。

特例公債法案と補正予算の財源確保に係る法的手当て

23 年度補正予算において、特例公債法案に盛り込まれている臨時財源（2.5 兆円）を震災対処に活用することに伴い、震災対処のための財源確保策との趣旨を明確にするため、臨時財源の財投特会からの一般会計繰入れ等（2.5 兆円）と高速道路機構からの国庫納付金（2,500 億円）とを、財源確保法案として一括化し、特例公債法案とは別の法案として提出する。

具体的な手続き・内容は、以下のとおり。

○現在審議中の特例公債法案の政府修正

（平成 23 年度における公債の発行の特例に関する法律案（仮称）に法案名を修正）

—臨時財源（2.5 兆円）の確保に関連する以下の規定を削除

- ・ 第 1 条（趣旨規定）における年金関連規定
- ・ 第 3 条～第 5 条（臨時財源の一般会計繰入れ、国庫納付規定）

⇒ 特例公債の発行根拠規定のみの法案に

○補正予算に関連する財源確保法案の提出

（東日本大震災に対処するために必要な財源確保を図るための特別措置に関する法律案（仮称））

—2.5 兆円と高速道路機構の国庫納付 2,500 億円の財源確保策を一括化

- ・ 趣旨規定
 - ・ 臨時財源の一般会計への繰入れ、国庫納付規定 等
 - 財政投融资特会の積立金の取崩し
 - 外国為替資金特会からの進行年度剰余金の繰入れ
 - 鉄運機構からの国庫納付
 - 高速道路機構からの国庫納付
- 2.5 兆円
- 2,500 億円

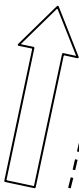
特例公債法案と補正予算の財源確保に係る法的手当て

特例公債法案

- ・特例公債の発行根拠規定
- ・年金国庫負担を2分の1とするための臨時財源確保(2.5兆円)
 - { 財投特会積立金
 - 外為特会前倒し繰入れ
 - 鉄運機構利益剰余金



切り離す



特例公債法案の修正

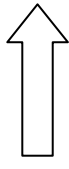
- ・特例公債の発行根拠規定のみ

**東日本大震災に対処するための財源確保法案
(補正予算関連)**

- ・臨時財源2.5兆円
- ・高速道路機構からの国庫納付2500億円

国民年金法改正法案

- ・年金国庫負担を2分の1とする
- ・36.5%との差額(2.5兆円)は、臨時財源を活用



国民年金法改正法案の修正

- ・年金国庫負担を2分の1とする
- ・36.5%との差額(2.5兆円)は、税制抜本改革により確保される財源を活用して繰入れ